

令和4年度

定期監査結果等報告書

令和5年3月30日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正方

白鳥 三和子

福地 健

大石 直樹

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果等	3
I	監査の結果	6
1	指摘事項及び意見	6
(1)	市長公室	6
(2)	総務局	7
(3)	財政局	9
(4)	観光交流文化局	10
(5)	保健福祉長寿局	15
(6)	子ども未来局	18
(7)	経済局	20
(8)	都市局	21
(9)	上下水道局	23
(10)	教育委員会事務局教育局	26
(11)	選挙管理委員会事務局	27
	【定期監査指摘事項等件数一覧】	28
2	フォローアップ監査	29
II	提 言	30

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和4年度定期監査

2 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの下表に掲げる31所属（同表の記載は、監査実施時点の名称による。）で執行された事務事業等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

局等の名称	部名等	所属名
市長公室		秘書課、東京事務所
総務局		政策法務課、職員厚生課
財政局	財政部	財政課、契約課
観光交流文化局		観光・M I C E 推進課、歴史文化課、文化財課、まちは劇場推進課
保健福祉長寿局	地域包括ケア推進本部	
	健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、福祉債権収納対策課、地域リハビリテーション推進センター
	保健衛生医療部	こころの健康センター、保健予防課、生活衛生課、食品衛生課、精神保健福祉課、保健所清水支所
子ども未来局		子ども未来課、こども園課、児童相談所
経済局	商工部	商業労政課
都市局	都市計画部	市街地整備課、清水駅周辺整備課
上下水道局	下水道部	下水道施設課
教育委員会事務局教育局		教育施設課、児童生徒支援課
選挙管理委員会事務局		

※定期監査は、全180所属（監査実施時点）のおおむね3分の1程度を対象に、およそ3年で全所属が一巡するよう3年サイクルで実施しているが、令和4年度の監査では、新型コロナウイルス感染症の状況及び台風15号による被害やその復旧のための対応状況を踏まえて、例年よりも対象所属数を縮小して実施した。

第4 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- 3 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- 4 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他本市の事務の執行が適正に行われているかについて、合規性（法令、条例、規則等に違反していないか）、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。
- 2 監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査 (現地調査)	歴史博物館	令和4年11月30日
本監査 (説明聴取 及び質疑)	静岡庁舎本館3階 第一委員会室	令和5年1月24日、25日の2日間
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和4年9月5日から令和5年3月30日まで

第7 監査の結果等

I 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

- 1 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載
第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
- 2 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載
監査した結果、16件の指摘事項が見受けられた。
- 3 14件の業務意見があった。

II 提言（地方自治法第199条第10項）

監査委員が必要と認めるときに、本市の組織及び運営の合理化に資するため監査結果報告に添える監査結果を踏まえた意見で、本年度は例規等と事務の実態との整合について提言を行う。

III その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

59件の指導事項があった。

監査の結果の詳細及び提言の内容は、後述のとおりである。

なお、指摘事項及び指導事項の局ごとの内訳及び過年度との比較は28頁に掲載のとおりであり、また、指摘事項、指導事項及び業務意見の語義は以下のとおりである。

① 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点からは是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（職務）

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

第 5 項から第 8 項まで 略

9 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 75 条第 3 項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第 11 項以降 略

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

I 監査の結果

1 指摘事項及び意見

(1) 市長公室

ア 監査対象所属

秘書課、東京事務所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

6件の指導事項があった。

(2) 総務局

ア 監査対象所属

政策法務課、職員厚生課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

【業務意見】

① 政策法務人材の育成について（政策法務課）・・・【有効性の観点】

政策法務人材育成指針は、人事課で作成した人材育成ビジョンの中の法務分野における人材育成に関する細目として定めたもので、内容については、職位階層ごとに習得すべき法務能力の標準を指針として取りまとめたものであるとのことであった。

また、同指針により示された法務能力を各職員が確保していくための取組として、所属長が適切な研修を実施するための研修ツール（ワークシート）を準備しており、今後様々な分野についてワークシートを作成し、それを用いて研修を行っていくとのことであった。

昨年度の定期監査において、法令違反や、要綱・マニュアルに定められた手順に従わずに事務処理を進めていた事例が散見された。これらの原因は、担当職員の解釈の誤りを組織として見過ごしてしまった事例や関係部署との連絡調整の不足に起因する事例が大半であったが、一部には担当職員がルールが存在そのものを認識していなかった事例も見受けられた。

行政事務を正しく進めるためには、職員が必要なルールを把握し、それを正しく理解し、対応していくことが不可欠となるので、ワークシートを活用した研修が実施され、各職員に必要なとされる法務能力が確保されることを期待する。

② 旧職員会館の売却について（職員厚生課）・・・【経済性及び有効性の観点】

新中町ビルにある旧職員会館については、売却する方針のもと令和4年10月に第1回目の一般競争入札に付したが、内見はあったものの申込みがなかったとのことであった。その後、同年12月28日までは先着順による売払いを実施したが希望者がなく、令和5年1月5日から27日までは第2回目の入札の申込受付を実施したものの、内見の打診もなかったとのことであった。

入札に当たっては、不動産鑑定士により算出された鑑定価格4,702万円を最低価格に設定していたとのことだが、管理組合に支払う管理費等で年間1,000万円超の維持管理経費が必要になるため、現在の状況が5年間継続すれば、売却希望

価格を上回る維持管理費を負担することになる。

所管所属では、登記上の2つの区画に分割して売却することを検討しているとのことであったが、法令等に抵触しない範囲で最低価格の調整ができないか検討するなど、早期の売却に向けて取り組むことを期待する。

また、旧職員会館の机や椅子、音響設備等の備品は、所管であった静岡市職員互助会が全て廃棄処分し、現在は会議室等としての利用は行っていないとのことであったが、一方で、市庁舎においては会議室の不足が課題となっている。今後、集合形式での研修や説明会の増加も想定されることから、交通の便の良い場所に位置し年間1,000万円超の維持管理経費を負担している施設を、未使用の状態にしておくことの妥当性について検討することが必要であると考えます。

(3) 財政局

ア 監査対象所属

財政部	財政課、契約課
-----	---------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

【業務意見】

入札不調対策について（契約課）・・・【有効性の観点】

建設工事の入札不調については、令和2年度は132件（不調発生率15.2%）、令和3年度は83件（不調発生率12.0%）とのことであり、件数、発生率ともに減少してはいるものの解決すべき課題となっている。

入札不調対策の1つである物価変動に基づく請負代金の変更については、当初の契約は積算時の単価で締結するが、締結後、物価の上昇等に伴い資材単価の上昇が一定割合を超えた場合に、受注者からの請求を受けて、請求時の単価に置き換えて変更契約を行うもので、従前から契約約款に定められていた制度（スライド条項）であるとのことであった。

物価が高騰を続ける中で、調書にも「受注者は先が見通せない中で契約することに躊躇し、入札に参加することに踏み出せなくなり、結果として入札の不調が増えることが想定される」と挙げられている。積極的な情報発信により前年度に比べれば本年度は入札不調件数が減っているとのことではあったが、スライド条項は、契約後の物価水準等の変動に対応するための制度として従前から整備されていたものであるにもかかわらず、受注者に周知・理解されていなかったともいえる。

制度が整備されていても、それを必要とする者に知られていなければ、制度がないのと同じことになるので、特に受注者の不安解消や保護のための制度については、今後も積極的な周知を望むものである。

また、入札不調が続いた際には、発注課から業者へのヒアリングを行うなどし、入札に参加しない理由も確認はしているとのことであるが、未だ一定程度入札不調が発生している点を踏まえて、入札不参加の理由を十分に分析し、その対策を研究することを期待する。

ウ その他必要と認める事項

4件の指導事項があった。

(4) 観光交流文化局

ア 監査対象所属

観光・MICE推進課、歴史文化課、文化財課、まちは劇場推進課

イ 監査の結果

監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。

【指摘事項】

① 単独随意契約理由の合理性について（観光・MICE推進課）・・・【合規性の観点】

市契約規則第29条第1項の規定によれば、本市が契約する委託業務について随意契約によろうとする場合は、予定価格が10万円を超えないときを除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとされている。また、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、単独随意契約は、その1者にしか業務履行ができない特別な事情がある場合のみ採用するものとされている。

しかし、三保海水浴場ごみ収集運搬業務において、積算金額からすると2者以上から見積書を徴する必要があるところ、事業決裁には、先に市と委託契約を締結した三保地区の可燃ごみの収集運搬業務の受託者に委託した方が他の事業者へ委託するよりも効率的であることを理由に単独随意契約を実施する旨を記載していたが、その1者にしか業務履行ができない特別な事情とは認められなかった。

市が行う契約事務の執行については、公正な競争や透明性の確保が求められることから、単独随意契約を実施しようとする場合には疑義が生じることがないようにその理由を明確にしておかなければならず、明確な説明ができない場合には原則どおり2者以上から見積書を徴する必要がある。

② 目的外使用許可の更新漏れについて（文化財課）・・・【合規性の観点】

市財産管理規則第26条の規定によれば、財産管理者は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者がいるときは、行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出させなければならないとされており、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、行政財産目的外使用許可書を当該申請者に交付するものとされている。

しかし、日本平景観保全用地外1箇所目的外使用の許可において、申請者が市有地に本柱及び支線を設置するため、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間については申請者から提出された許可申請書に基づき使用許可をしていたが、令和4年4月から9月までの期間については、申請者から更新に係る

行政財産目的外使用許可申請書が提出されていなかったにもかかわらず継続して使用させていたため、結果として許可なく行政財産を使用したことになっていた。

③ 補助対象経費の算出誤りについて（まちは劇場推進課）・・・【正確性の観点】

静岡まつり補助金交付要綱第5条の規定によれば、補助対象経費は補助事業に要する経費のうち、共済費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料で、市長が必要があると認めるものとされている。

しかし、令和3年度補助金（準備金）の実績報告において申請者から提出された収支決算書に添付された収支一覧では、要綱では補助対象とされていない光熱水費や備品購入費を補助対象経費としていた事実が認められたが、これを訂正させていなかったため、245,104円補助対象経費を過大に算出していた。

④ 概算払により支出した補助金残額の未返納について（まちは劇場推進課）・・・【合规性の観点】

市会計規則第85条第3項の規定によれば、概算払を受けた額に残額があるときは、これを返納しなければならないとされている。

しかし、令和3年度第66回静岡まつり補助金（準備金）において、概算払による交付済額19,127,000円に対して、補助対象経費の決算額は14,133,434円（③で指摘した対象外経費を除いた場合13,888,330円）であったため、残額4,993,566円（同5,238,670円）を申請者から返納させるべきであったが、これを返納させていなかった。

この理由について所管所属は、第66回静岡まつりは令和3年度の準備事業と令和4年度の実施事業に分かれているものの、両者を合わせて一つの事業となるものであり、令和3年度の準備事業の残額は令和4年度の実施事業に繰り越して使用したものとみなしているため、返納を求めているとのことであったが、当該補助金を繰越して使用する場合に必要となる予算の繰越手続を実施していないことから、地方自治法第208条に規定された会計年度独立の原則に違反した会計処理となっていた。

【業務意見】

① 歴史博物館を活用した賑わい創出について（歴史文化課）・・・【有効性の観点】

歴史博物館は、家康公や今川氏にまつわる資料をそろえており、単体での集客だけではなく、本市の歴史文化の情報発信や観光交流の拠点として、市中心街のにぎわい創出につなげる施設として位置付けられている。

1月には、大河ドラマ「どうする家康」の放送が始まり、番組公式サイト「紀行潤礼」では静岡市が複数回取り上げられている。また、家康公とも所縁のある浅間神社の境内に「大河ドラマ館」が開設され、歴史博物館との間で無料シャトルバスの運行も開始されていることから、大河ドラマと連携した市中心街の面的な賑わい創出に期待するものである。

同時に、大河ドラマの放送は1年で終了し、翌年には新たなドラマの所縁の地が脚光を浴びることになるので、早期に「どうする家康」放送終了後の誘客手法についても検討し、継続的な賑わい創出に資する施設となることを期待する。

② 登呂博物館で検出された有機酸等について（文化財課）・・・【有効性の観点】

登呂博物館は、平成22年に登呂遺跡再整備工事に伴いリニューアルオープンしており、その際には、使用する壁紙や床材、天井材、接着剤等について、有機酸等の発生を抑制する素材を選定していた。しかし、築10余年を経過した現在、博物館内で空気中の有機酸等の濃度を測定したところ、基準値を超えている箇所があるとのことであった。

現時点では所蔵資料等に被害は発生していないということだが、この状況は展示品に悪影響を及ぼす可能性があると同時に、他の施設からの展示品の借入れにも影響を及ぼすことから、早急な原因究明と適切な対策を望むものである。

また、登呂博物館リニューアルオープン時に、その時点では十分な対策を講じていたにもかかわらず、基準値を超える濃度の有機酸等が検出されているという事は、他の施設においても同様の事態が発生する可能性があることを示唆しているため、歴史博物館等の類似した市有施設においても、定期的に空気環境の調査を実施することが必要であると考えられる。

③ 地域における文化財保護について（文化財課）・・・【有効性の観点】

文化財の所有者や行政だけでは文化財を後世に引き継ぐことが難しいため、地域住民や事業者なども含めて文化財を活用しながら保存していく必要があることから、文化財保存活用地域計画を策定するための検討を進めているということであるが、地域における文化財の重要性は、地域コミュニティに帰属する各個人及び事業者等の価値観に左右されるものである。また、地域にとって重要な文化財であっても、保存に要する費用を賄える財政力を地域が有していない場合もある。

そのため、地域における文化財の保護や活用を促すためには、文化的価値が高い歴史資源を大切にするという考え方が地域の文化として根付くように意識の醸成を図るとともに、文化財の保全に要する経費の一部を助成していくという、二つの側面からの行政としての後押しの検討が必要であると考えられることから、市民の理解を得た上で文化財保存活用地域計画により基本的な方針を定め、市全

体として計画的に文化財の保存と活用に取り組むことを期待する。

④ 一般財団法人三保松原保全研究所について（文化財課）・・・【有効性の観点】

三保松原には約3万本のマツが植生しており、複数の所有者が存在するなど管理に必要な要素が多岐にわたるため、適切な保全業務を実施するためにはマツの保全に関する知見を有していることだけでなく、三保松原の現状やこれまでの保全業務の経緯などを把握していることが求められる。

一般財団法人三保松原保全研究所（以下「研究所」という。）は、三保松原を保全・再生し未来に継承していくことを目的とした組織であり、平成29年12月の県主催の「第8回三保松原保全実行委員会」の決定を受け、県、市及び民間事業者3社が出捐金を拠出して設立されたもので、本市がこれまで三保松原で取り組んできた保全業務の内容や現状を熟知しており、マツの保全に対する高い専門性と知見を有しているとのことであった。

こうしたことから、三保松原全体の監理的業務について、一般的な造園業者等から競争入札等により契約相手を選定するのではなく、研究所を契約相手として単独随意契約を締結していることには一定の合理性があるものと考えられる。しかし、研究所は市が出捐している団体であるため、恣意的に選定しているのではないかという疑念を市民から持たれる可能性があることから、そうした疑念を払拭することができるよう、研究所が三保松原の保全に関する高い専門性と知見を有している組織であるということを、広く市民に周知していくことが望まれる。

⑤ イベントにおける新型コロナウイルス感染症対策について（まちは劇場推進課）・・・【経済性及び有効性の観点】

イベントにおける新型コロナウイルス感染症対策については、賑わい創出イベント感染症対策事業補助金により、各イベントの特性に応じた対策を支援するため必要となる経費を助成しており、主な補助対象経費は、イベント会場入口での検温モニター・消毒設備といった会場設営費、検温場所に配置する警備員に係る費用、その他消毒液・除菌シート等の消耗品購入費などであるとのことであった。

また、長期間に及ぶコロナ禍の状況で、一人ひとりの感染対策への意識が高まっており、イベント会場においても、検温・消毒、マスクの着用といった一般的な感染症対策のほか、ソーシャルディスタンスの確保、声援でなく拍手の応援等の来場者への啓発に対しても適切に対応するなど、自衛意識が高まってきているとのことであった。

新型コロナウイルス感染症については、社会情勢の変化に伴い、求められる対策も随時変化していくことから、国や県が発出する情報を把握し、市民が安心し

てイベントに参加できるよう、その時々の社会情勢に応じた効果的かつ経済的な対策が的確に講じられることを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

7件の指導事項があった。

(5) 保健福祉長寿局

ア 監査対象所属

地域包括ケア推進本部	
健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、福祉債権収納対策課、地域リハビリテーション推進センター
保健衛生医療部	こころの健康センター、保健予防課、生活衛生課、食品衛生課、精神保健福祉課、保健所清水支所

イ 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項について是正・改善を求めた。

【指摘事項】

① 支払手続に係る債権者の氏名誤りについて（地域包括ケア推進本部）・・・【**合規性の観点**】

市会計規則第48条の規定によれば、主管の長は、支出しようとするときは、債権者から徴した請求書について、債権者等に誤りが無いことを調査し、適当と認める場合には、直ちに支出の決定をし、会計管理者に支出命令書を発行しなければならないとされている。

しかし、令和3年度認知症カフェ運営事業補助金の支出において、所管所属は、債権者の氏名を誤って記載した支出命令書を発行していた。この債権者氏名を誤った支出命令に基づき、支払に係る決裁手続や審査が行われ支払完了に至っており、所管所属及び会計室の内部統制が機能していなかった。

② 支出負担行為を経ない郵券の購入について（福祉債権収納対策課）・・・【**合規性の観点**】

市予算規則第25条の規定によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為伺書により決裁を受けなければならないとされている。

しかし、郵便切手等受払簿には令和4年11月1日に84円切手を50枚、100円切手を30枚受入（購入）したと記載されていたが、予備監査時点（同月28日）において支出負担行為伺書が起票されていなかった。

③ タクシー券の残数管理について（保健予防課）・・・【**正確性の観点**】

市金券類等取扱基準の規定によれば、タクシー券などの金券類等を管理する所属の金券類等管理責任者（所属長又は担当課長）は、その取り扱う金券類ごとに金券類等受払簿を備え付けなければならないとされており、金券類等管理担当者

(金券類等管理責任者が指名した職員)は、原則として月に1回、金券類等受払簿と金券類等を突合することにより、金券類等の数量の確認をし、金券類等管理責任者の確認を受けなければならないとされている。

しかし、所管所属は、令和4年4月に管財課からタクシー券10枚を受け入れ、前年度からの繰越分6枚を返却していたものの、受払簿にこれらの記載をしておらず、毎月の突合確認も行っていなかったため、受払簿の残数と現物の枚数が一致していなかった。

【業務意見】

① 高齢者実態調査の対象者見直しについて(高齢者福祉課)・・・【有効性の観点】

高齢者実態調査は、令和2年度に調査対象年齢を75歳以上に引き上げたことにより、対象者数が約10万人から約5万人に減少し、調査を行う民生委員の負担が大幅に軽減されたとのことであり、同時に、65歳以上で援護が必要な人を把握する仕組みを確立したとのことであった。

民生委員の負担軽減は重要な課題であると認識しているが、対象者数が約10万人から約5万人に減少したということは、約5万人が調査対象から外れたことになるため、確立された仕組みが的確に運営されることにより、これまでの調査では把握されていた65歳～74歳で援護を必要とする方が漏れなく把握されることを期待する。

また、制度の変更が民生委員の負担増につながることを防ぐよう、適正な進捗管理が行われることを望むものである。

② 普及啓発事業における動画の活用について(こころの健康センター)・・・【有効性の観点】

うつ病や認知行動療法等に関する普及啓発動画を作成し、ウェブページ「しずここ・ネット」にアップロードしたところ、想定以上に多くのアクセスを得ているとのことであった。

動画の周知方法としては、保健所精神保健福祉課発行の「しずここニュースレター」への掲載、自殺予防週間でのチラシの配布、センター主催の教室や研修会での周知を行ったとのことであった。

本監査において所管所属も述べていたように、アクセスが多いことは、効果的な周知を行った結果であるといえるが、メンタル不調、こころの悩みのようなものについて、どうしたらよいのかという不安や疑問を抱えている方がいかに多いかということの表れでもあるので、引き続き効果的な対応を行うことを期待する。

③ 食品関係施設の監視指導について（食品衛生課）・・・【有効性の観点】

食品衛生施設の監視指導は、食品衛生法に基づき、食中毒患者等の広域にわたる発生や拡大防止等を目的として実施されるものだが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施施設数が令和元年度と比較して令和3年度は3分の1近くまで減少している。

現時点では食中毒の増加など食品の安全性が危惧される状況にはなっていないが、今後、経済活動が活性化し、飲食店等の利用が増加することで、監視を実施していないことの影響が生じてくる可能性がある。そのため、策定中の「静岡市食の安全・安心アクションプラン」に、アフターコロナにおける食中毒リスクの増大への対応を盛り込むとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、監視件数を増やしていく予定であるとのことであった。

食品の安全性確保は市民の健康の保護のために不可欠な取り組みであるので、適切な対応を望むものである。

また、HACCP¹（ハサップ）については、食品等事業者自らが行う衛生管理の精度を向上させるための効果的な施策を実施するとともに、小規模事業者が円滑に取り組むための支援を行い、事業者が材料の仕入れから保存、調理・製造の過程、プロセスを管理し、重要な部分を記録することで、安全な食品の提供につながることを期待する。

ウ その他必要と認める事項

11件の指導事項があった。

¹ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) …食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

(6) 子ども未来局

ア 監査対象所属

子ども未来課、こども園課、児童相談所

イ 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項については是正・改善を求めた。

【指摘事項】

① 保存簿冊の不存在（子ども未来課）・・・【法規性の観点】

市公文書管理規則第3条の規定によれば、公文書は、事務を正確かつ迅速に処理するため、その所在及び処理状況を常に明らかにし、その性質に応じて適正に管理しなければならない。同規則第5条の規定によれば、公文書は、事務及び事業の性質、内容等に応じて、系統的に分類し、整理しなければならないとされている。

新富町こども園用地に係る普通財産貸付料の減額に当たっては、平成29年9月26日の経営会議に付議された「市立こども園の建替え民営化の手法について」の事項の決定通知書に基づき処理がなされており、当該経営会議付議事項に係る一連の書類は、本来、付議・決定がなされた平成29年度にこれを綴る簿冊を作成し保管する必要があったが、簿冊の所在を確認できなかった。

なお、予備監査の過程で、後年度実施の個別案件である新富町こども園用地に係る普通財産貸付関係の一件書類（令和元年度）に経営会議付議事項の決定通知書原本が綴られていることが判明した。

経営会議付議事項に係る一連の書類は、今後もこども園用地に係る普通財産貸付料の減額をする際の重要な文書となるものであるにもかかわらず、適正に管理されているとはいえない状況であった。

② 変更承認事業決裁及び変更支出負担行為の手續順序の不備（子ども未来課）・・・【法規性の観点】

市予算規則別表第2の規定によれば、補助金の支出負担行為に必要な書類は決裁文書とされており、これは変更支出負担行為の場合も同様と解される。

しかし、市保育所等施設整備事業補助金交付において、財務会計システム²上の変更支出負担行為に変更承認に係る事業決裁が添付されていなかった。これについて、所管所属に確認したところ、当該事業決裁を電子回議で起票するとともに

² 財務会計システム…本市の財務会計事務を管理するためのシステムで、予算編成、予算執行、決算管理、財産管理等を一括してシステム上で実施するもの

変更支出負担行為を紙回議で起票（副市長決裁案件）し、事業決裁と変更支出負担行為を同時に回議したため、当該決裁文書をシステム上添付できなかったとのことであり、事業決裁後に支出負担行為書を作成するという順序が守られていなかった。

③ 行政財産目的外使用許可における使用公印の誤りについて（児童相談所）・・・

【合規性の観点】

市公印規則第4条及び別表第3の規定によれば、児童相談所専用市長印の用途は、障害児施設給付費、措置費、児童入所施設徴収金及び里親に関する事務用とされている。

しかし、行政財産目的外使用許可書に児童相談所専用市長印が押印されていた。

【業務意見】

要保護児童³の進学支援について（児童相談所）・・・【有効性の観点】

要保護児童自立支援事業は、児童の自立のために必要な事業であり、ケースワーカーによる対象児童への聞き取りなどにより必要な支援を受けられるように取り組まれている様子が伺えた。

社会的養育の中にいる児童の進学率は、一般世帯に比べて、まだかなり低い状況にあるとのことでもあり、児童が将来の選択肢を狭めることなく、夢や希望をもって未来を描けるよう、特に大学等への進学を支援する事業については、制度の更なる周知に意を用いることを希望する。

また、進学した児童が中退することのないよう、可能な範囲でのサポートを継続することを期待する。

ウ その他必要と認める事項

13件の指導事項があった。

³ 児童…ここでいう児童とは、児童福祉法に基づく18歳未満の者をいう（26頁でいう児童とは異なる。）。

(7) 経済局

ア 監査対象所属

商工部	商業労政課
-----	-------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(8) 都市局

ア 監査対象所属

都市計画部	市街地整備課、清水駅周辺整備課
-------	-----------------

イ 監査の結果

監査した結果、次の2件の指摘事項について是正・改善を求めた。

【指摘事項】

① 普通財産貸付料の算定誤りについて（市街地整備課）・・・【正確性の観点】

長沼5区集会所用地に係る市有財産賃貸借契約書によれば、貸付物件は葵区長沼南9の土地130.11㎡及び同8-2の土地5.00㎡の合計135.11㎡とされており、これらの全てが集会所用地として貸し付けられている。

しかし、葵区長沼南9の土地において、平成29年に土地区画整理法による換地処分が行われたことに伴い従来130.11㎡であった地積が130.15㎡となったが、これに伴う変更契約が行われておらず、貸付面積を従来の135.11㎡としたまま貸付料を算定していたため、令和4年度の貸付料を76円過少に請求していた。

② 普通財産貸付料の決定に係る事業決裁の不存在について（市街地整備課）・・・【合規性の観点】

市事務専決規則（以下「事務専決規則」という。）第4条の規定によれば、「市長の権限に属する事務は、全て市長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし、市長は、次に掲げる職にある者に専決させることができる。（以下略）」とされており、市公文書管理規則（以下「公文書管理規則」という。）第2条によれば、決裁とは、市長その他の特定の事務につき権限を有する者又は事務専決規則第4条の規定により専決することができる者が、当該事務について最終的にその意思を決定することをいうものと定義されている。また、公文書管理規則第6条によれば、事務の処理に当たっては、特に軽微なものを除き、公文書を作成するものとされており、事務処理に関する意思決定については、市公文書管理規程に定めるとおり、事務の処理に関する意思決定の案を記載した文書を作成し、決裁を受ける必要がある。

しかし、長沼5区集会所用地に係る普通財産貸付けにおいて、市有財産賃貸借契約書第6条によれば、貸付料年額は毎年度市が定めることとされており、この意思決定については、事務専決規則及び公文書管理規則に基づき公文書を作成して決裁を受ける必要があったが、所管所属は歳入調定の手続だけを行えばよいものと誤解し、必要な手続を行っていなかった。

- ウ その他必要と認める事項
7件の指導事項があった。

(9) 上下水道局

ア 監査対象所属

下水道部	下水道施設課
------	--------

イ 監査の結果

監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。

【指摘事項】

① 目的外使用許可に係る使用料請求時期の誤りについて(下水道施設課)・・・【**合規性の観点**】

地方自治法第225条の規定によれば、普通地方公共団体は、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができることされており、使用の許可を受けて初めて使用料の納付義務が生じることは明らかである。

しかし、下水道用地(静岡浄化センター)の目的外使用の許可において、所管所属は、使用許可(許可書の交付)前に使用料を請求し、これを納付させていた。

②③④ 清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務に係る事務の不備について(下水道施設課)・・・【**合規性の観点**】

清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務(以下「当該運搬処分業務」という。)について監査を行ったところ、次の3点の不備があった。

1) 伺う内容が不明確な事業決裁について

上下水道局における文書管理事務については、独自に定めた規程が存在しないことから、同局における同事務を総括する水道総務課に確認したところ、市上下水道局事務分掌規程第10条に「この規程に定めるもののほか、上下水道局の組織等については、静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)その他組織等に関する諸規程を準用する。」と定めており、「組織等」には「公文書」が含まれ、市公文書管理規則その他公文書に関する諸規程を準用しているとのことであった。

市の公文書に関する規程の一つである市公文例規程第2条の規定によれば、伺いは、機関の意思決定をするための手続として、上司又は行政庁の指揮を求めるものとされている。

しかし、当該運搬処分業務において、産業廃棄物の収集運搬及び処分の2つの業務の委託契約を締結していたが、1件の事業決裁で2件の業務の委託

について伺っていたところ、両業務の委託番号が同じであったり、設計書に記載された積算額が両業務の合算額であったりするなど、それぞれの業務の内容を正確に起案文に表現しておらず、2件の業務を委託することについて、機関としての意思決定が適切に行われたと認められない状況となっていた。

2) 委託業者選定の未実施について

市委託業務等業者選定委員会規程第7条第1項の規定によれば、市委託業務等業者選定委員会に部会を置くこととされており、同規程別表第2において、上下水道局下水道部については、下水道部長を部会長とする上下水道局下水道部会を置くこととされている。また、同規程第7条第2項の規定によれば、部会の審議事項は、委員会の審議対象契約以外の各種契約に係る入札参加者等の選定に関することとされており、さらに、各種契約の定義については、同規程第2条第3項において、委託契約の場合は100万円を超えるものとされている。これらのことから、委員会の審議対象契約以外の100万円を超える委託契約の業者選定については、部会（上下水道局下水道部の場合は上下水道局下水道部会）において入札参加者等の選定がなされることとされている。

しかし、産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務の2つの業務を実施する当該運搬処分業務においては、処分業務の契約相手方として決定した事業者に対し「収集運搬業者届出書」の提出を求め、当該届出書に記載された事業者を収集運搬業務の契約の相手方としていた。その理由について所管所属に確認したところ、「収集運搬業者は処分業者の受入体制（施設機能、受入時間や受入量など）に合わせた収集運搬業務を行う必要があり、処分業者と収集運搬業者の間で事前調整を行うことが必要なため」とのことであったが、そのことが可能であったのが届出に記載された事業者のみであったかどうかについては明確な返答がなかった。

仮に当該事業者が収集運搬業務を実施できる唯一の事業者であったとしても、同規程上、事業者による業者選定を委ねることは認められず、収集運搬業務は委員会の審議対象契約ではないものの100万円を超える見込みの事業であることから、上下水道局下水道部会に諮って業者選定を行う必要があった。

3) 不適正な見積執行について

市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程第4条の規定によれば、公営企業の業務に係る契約に関しては、同規程及び別に定めるもののほか、市長の事務部局の契約の例によるものとされており、また、市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約にしようとするときは見積書を徴するものとされている。当該運搬処分業務においては、収集運搬業務と処分業務の

2つの業務の委託契約を締結している。2件の契約を締結するのであれば、見積執行は、業務ごとに実施し、業務ごとに設定した予定価格とそれぞれ選定した見積参加者が提出した見積書を比較することとなる。

しかし、所管所属は、処分業務を唯一実施できる者として選定された事業者のみに見積執行通知を送付し、当該事業者のみが来庁して、収集運搬業務と処分業務のそれぞれの1トン当たりの沈砂・しき処理単価の見積金額とその合算額を見積書に記載し、両業務の積算額を合算した金額を基とした予定価格と比較を行っていた。収集運搬業務については、見積参加者を選定しておらず、契約の相手方となるべき者が見積執行に参加していないため、規則に定める随意契約に必要な見積書の徴取が行われていなかった。

ウ その他必要と認める事項

1件の指導事項があった。

(10) 教育委員会事務局教育局

ア 監査対象所属

教育施設課、児童生徒支援課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

【業務意見】

不登校児童生徒⁴への支援について（児童生徒支援課）・・・【有効性の観点】

児童生徒の不登校問題は全国的な課題となっているが、本市においては全国平均よりも発現率が高くなっていることから、これを喫緊の課題として捉え、総合的な不登校対策に取り組んでいる。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって、近年の不登校児童生徒数は増加傾向にある。訪問教育相談員は、総合的な不登校対策の一環として令和元年度から配置されたもので、年間90日間以上登校していない、不登校状態が重いケースを主な対象としており、子どもや保護者の孤立感を解消し、適応指導教室や支援機関等、状況にあったサポート資源につなぎ、問題の改善に取り組んでいるとのことであった。

成果としては、引きこもり状態にあった生徒と面会するまでに至ったケース、学校行事に参加できるようになったケース、中学3年生に関しては、卒業後の進路がほぼ決定したというケースのような状況の改善が見られたという報告を受けているとのことであった。

不登校の理由としては、本人の特性や登校不安、無気力など本人に係る理由をはじめとして、親子関係など家庭に係る理由、友達などの人間関係、学習面の悩みなどが主なものであるとのことであるが、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるのではなく、どの児童生徒にも起こり得るものであり、また社会情勢の変化によって不登校の理由も変化するものであることから、効果的な手法の検証を継続し、社会情勢の変化に対応した不登校対策が的確に講じられることを期待する。

ウ その他必要と認める事項

4件の指導事項があった。

⁴ 児童生徒…ここでいう児童とは、学校教育法に基づく学齢児童であり、満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう（19頁でいう児童とは異なる。）。

また、生徒とは、学校教育法に基づく学齢生徒であり、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう。

(11) 選挙管理委員会事務局

ア 監査対象所属

選挙管理委員会事務局

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

【業務意見】

期日前投票所の増設について（選挙管理委員会事務局）・・・【有効性の観点】

期日前投票所については、駐車場の確保等の課題があることから、令和5年4月の統一地方選挙においても、昨年の参議院議員選挙と同数の16か所（出張型を含む。）の設置を予定しているとのことであった。

最近の選挙では期日前投票の比率が高まってきており、昨年の参議院議員選挙においては、期日前投票の投票者数が全投票者数の約27%を占めていたとのことであった。

期日前投票所の設置に当たっては、駐車台数や継続使用が可能であること等の条件を満たす施設がなかなか見つからないとのことであったが、他都市においてはショッピングセンター等への期日前投票所設置の事例もあることから、選挙人が投票しやすい期日前投票所の増設について、検討を進めることを期待する。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

令和4年度 定期監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

局等の区分	指摘事項	指導事項	合計
市長公室	0	6	6
総務局	0	0	0
財政局	0	4	4
観光交流文化局	4	7	11
保健福祉長寿局	3	11	14
子ども未来局	3	13	16
経済局	0	3	3
都市局	2	7	9
上下水道局	4	1	5
教育委員会事務局教育局	0	4	4
選挙管理委員会事務局	0	3	3
合 計	16	59	75

(過去3年度との比較)

	対象所属数	指摘事項等件数		
		指摘事項	指導事項	合計
令和元年度	61	24	43	67
令和2年度	57	22	39	61
令和3年度	43	28	52	80
令和4年度 (前年度対比)	31 (-12)	16 (-12)	59 (+7)	75 (-5)

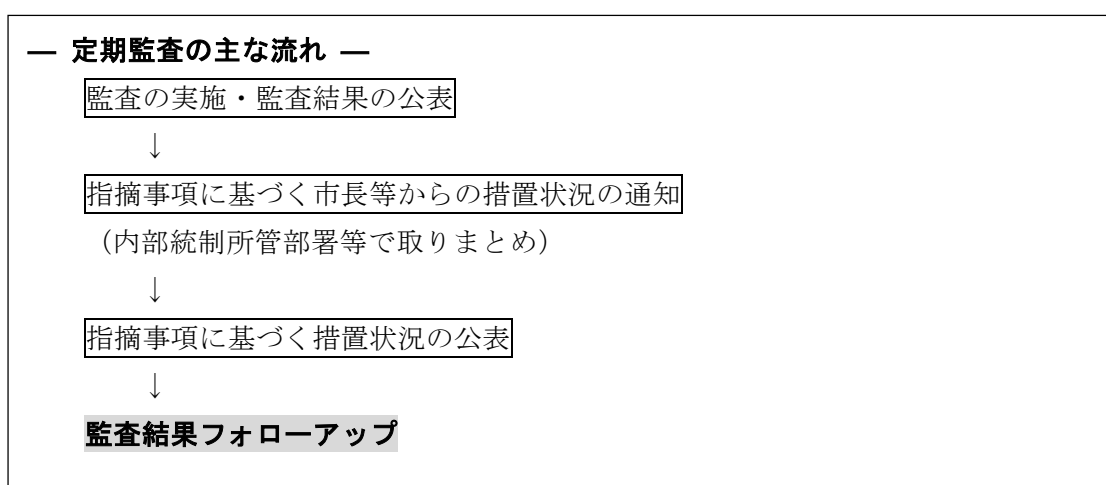
2 フォローアップ監査

(1) 監査結果フォローアップとは

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、市長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

フォローアップ監査は、市長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、けん制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

また、本市の内部統制所管部署と連携して、指摘事項の事後検証等を行うことにより、類似指摘の再発の防止を図ろうとするものである。



(2) フォローアップの対象となる指摘事項

令和 4 年度定期監査の対象となった所属に対する、前回の定期監査における 17 件の指摘事項を対象とする。

(3) フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項 17 件を確認したところ、その全件において監査委員に通知された措置が対象所属で実施されていたことを確認した。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はなかった。

II 提言

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、本市の組織及び運営の合理化に資するために、監査の結果に添えて提出する意見としてこの提言を行う。

1 例規等と事務の実態との整合について

令和 3 年度の定期監査において、内部統制の充実・強化について提言を行ったところであるが、本年度の監査においては、内部統制を有効に運用するために職員が遵守すべき例規等と事務の実態との整合について疑義が生じる事例が見受けられた。

ここでは、今回の監査において疑義が生じた事例を挙げた上で提言を行う。

1) 単価契約⁵に係る事務における例規との整合について

市予算規則別表第 2 の規定によれば、委託料の支出負担行為伺書の起票時期について「委託契約しようとするとき」とのみ記載があるが、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、単価契約等で契約時に支出額が未確定の場合、支出負担行為は「支出額が確定したとき」に行うとされており、両者の間に齟齬が生じている。

実務上、単価契約のような契約時に支出額が未確定のものについては、支出負担行為伺書を規則どおり「委託契約しようとするとき」に起票することは不可能であると考えられ、規則がこのような場合を想定していないとも見受けられる状態となっている。

他都市の規則では「契約を締結するときに支出額が決定される」場合と「契約を履行したときに支出額が決定される」場合に分けて時期を規定している例もあることから、必要な改正が行われることが望まれる。

さらに、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、単価契約の場合「契約締結決裁を起案し、支出予定額に応じて、事務専決規則に基づく決裁を受ける」とされていることから、マニュアル上では事業決裁のほかに契約締結決裁が存在することとなる。規則別表第 2 の規定によれば、委託料の支出負担行為に必要な書類は「決裁文書」とされているが、単価契約の場合に規則で定める「決裁文書」が何を指すのかが明確となっているとは言えない。この点についても、他都市の例などを参考にしながら、併せて必要な改正が行われることが望まれる。

2) 前年度中に施設の利用許可を受ける場合の事務における例規との整合について

市予算規則別表第 2 の規定によれば、使用料の支出負担行為伺書の起票時期は「契約しようとするとき」とされている。今回の監査において、市が施設の利用許

⁵ 単価契約…発注時に業務量が確定できないものについて、業務の単価のみを決定し、実績に基づいて算定した対価を支払う契約方法

可申請をするに当たり、会場確保の都合から、利用の約1年前に申請をしていた事例があった。

規則に定める「契約しようとするとき」に従えば、支出負担行為伺書の起票時期は利用許可書が交付される時(利用の前年度)であると考えられるが、この場合、利用料に係る予算の裏付けがないことになる。

施設の利用許可申請について前年度中に利用許可を受けるために債務負担行為を設定することは一般的ではないことから、このような場合を想定した必要な改正が行われることが望まれる。

3) 寄附採納に係る事務における例規との整合について

市会計規則第19条の規定によれば、調定をする時の確認書類として寄附金については寄附申込書及び寄附承諾書が規定されている。

しかし、インターネット上のポータルサイトから申し込まれるふるさと寄附金については、申込と同時に納付(クレジットカード払い等による決済)が完了することから、後日寄附承諾書を市から送付しており、このような場合を想定した必要な改正が行われることが望まれる。

ここで挙げた事例については、特定の事務処理について規則やシステムでは想定されていなかったことや、時代の変化に規則が追いついていなかったことによって生じたものと思われることから、今後例規等と事務の実態との整合性が図られることを期待するところである。

また、例規、マニュアル等、実務の実態との間で整合性が保たれているか、所管する所属が随時点検し、不整合が生じている場合には必要な改正が行われることが望まれる。

なお、市民や利用者の目線に合わせて事務の実態を変更することは必要なことであり、今後DX⁶の進展による事務手続の変更や新たな決済手段の導入等も見込まれるが、その際には事務の実態が例規やマニュアル等と整合性が保たれているかを確認する必要がある。

さらに、独立機関等の市長部局以外の組織において、市長部局の規程を準用したり、市長部局の例によると規定されている場合があるが、これらについても正しく準用されているかを改めて確認する必要がある。

⁶ DX…デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。